

○電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料）について（平成 26 年 3 月 24 日付け 25 農振第 2144 号農村振興局整備部長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙	別 紙
電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)	電気通信設備点検業務積算基準等(参考資料)
第 1 ～ 第 4 [略]	第 1 ～ 第 4 [略]
第 5 運 用	第 5 運 用
1 ～ 2 [略]	1 ～ 2 [略]
3 旅費・交通費	3 旅費・交通費
<p>総合点検、個別点検に要する旅費・交通費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとするが、これによりがたい場合は「3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。</p> <p>1)～3) [略]</p>	<p>総合点検、個別点検に要する旅費・交通費の積算に当たっては、原則「3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）」によるものとするが、これによりがたい場合は「3-2 旅費・交通費の積算（積み上げ計上）」により積算を行うものとする。</p> <p>1)～3) [略]</p>
3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）	3-1 旅費・交通費等の積算（率計上）
<p>旅費・交通費等には、<u>日々通勤又は滞在に係る旅費交通費の外</u>、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費が含まれるものとする。</p> <p>また、旅費・交通費等算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検に要する労務費の合計とする。</p> <p>1) 日々通勤及び滞在の区分</p> <p>起点から点検箇所間の直線距離が 2.5 km 未満の場所を日々通勤対象箇所、2.5 km 以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も 1 箇所として数えるものとする。</p> <p>なお、滞在率については以下のとおり規定する。</p> <p>・滞在率 = $\frac{\text{滞 在 対 象 箇 所 数}}{\text{総 点 検 箇 所 数}}$</p> <p><u>（注）滞在率は、小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。</u></p> <p>・<u>総点検箇所数 = 12ヶ月点検対象箇所数×積上回数</u> <u>+ 6ヶ月点検対象箇所数×積上回数</u> <u>+ 3ヶ月点検対象箇所数×積上回数</u></p>	<p>旅費・交通費等には、移動拘束費、移動拘束費に係る安全費及び技術管理費が含まれるものとする。</p> <p>また、旅費・交通費等算定対象労務費（以下、本項においては対象労務費という）とは、総合点検、個別点検に要する労務費の合計とする。</p> <p>1) 日々通勤及び滞在の区分</p> <p>起点から点検箇所間の直線距離が 2.5 km 未満の場所を日々通勤対象箇所、2.5 km 以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も 1 箇所として数えるものとする。</p> <p>なお、滞在率については以下のとおり規定する。</p> <p>・滞在率 = $\frac{\text{滞 在 対 象 箇 所 数}}{\text{総 点 検 箇 所 数}}$</p>
2)～3) [略]	2)～3) [略]
3-2 [略]	3-2 [略]

改正後

4～5 [略]

現行

4～5 [略]